

重度心身障害者タクシー料金等助成事業の 利用範囲を拡充（バス料金への利用を追加）



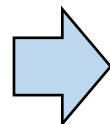
2025年 3月 月例市長記者会見
資料 5 保健福祉部 障がい福祉課

1 助成の利用範囲を拡充する内容

令和7年4月から、助成の利用範囲にバス料金を追加します

【現在の利用範囲】

1. タクシー料金（タクシー利用券の交付）
2. 自家用車の燃料費（助成金の交付）



【拡充後の利用範囲】

1. タクシー料金（タクシー・バス共通利用券の交付）
2. バス料金（〃）
3. 自家用車の燃料費（助成金の交付）

※バス料金は、福島交通(株)が発行するICカード乗車券「NORUCA」・「各種NORUCA定期券」及び会津乗合自動車(株)が発行するICカード乗車券「AIZU NORUCA」・「各種AIZU NORUCA定期券」のチャージ、購入にのみ利用ができます。（いずれも記名式カードに限ります）

2 事業の概要

当事業は、重度の心身障害者に対して、年間15,000円のタクシー・バス料金または自動車燃料費を助成することで、通院等の移動にかかる経済的負担の軽減を図る事業です。

[対象者]・身体障害者手帳1級

- ・身体障害者手帳2級（視覚障害・肢体不自由）
- ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

3 助成の利用範囲拡充の背景

・市民から利用範囲にバス料金を追加してほしいとの要望があったこと。

・バス事業者においても、ノンステップバスの導入が進められているなど、障がい者がバスを利用しやすい環境が整備されてきていること